



第一話 歳入・歳出予算を読む前に（つづき）

2. 歳入・歳出予算の基礎知識

予算書を読むときの注意事項の一つは、予算は「決定」と「執行」とが分離していることである。すなわち予算の決定権は議会にあり、執行権限は国レベルでは各省大臣、地方自治体レベルでは首長にある。このことは、予算科目の区分にも影響している。

「**財政法 第二十三条** 歳入歳出予算は、その収入又は支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、更に歳入にあつては、その性質に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを項に区分しなければならない。」

「**地方自治法 第二百六条** 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。」

法律の定めにしたがって、歳入は「性質に従って」区分され、歳出は「目的に従って」区分されて表示される。予算項目は「款」、ついで「項」に分類されて表示され、「款」、「項」はさらに「目」、ついで「節」と順次細分される。

図一4は総務省の地方自治法（法律、施行令、施行規則）による予算項目の区分の説明図である。予算科目は議会が決定権を持つ款・項までを「議会科目」、首長が決定権をもつ目・節を「執行科目」と呼び、目・節の間では予算の流用が認められている。図一4の歳出予算の例示では、例えば「款」土木費、「項」道路橋梁費、「目」道路維持費、「節」工事請負費と、次第に具体的な費用項目に細分化されている。この科目名の2区分制度は、議員と話をする場合と、首長（行政）と話をする場合とでは財政用語が異なるということなのかもしれない。議員と話をする場合は、土木費か道路橋梁費であり、行政担当者と話すときは道路維持費である工事請負費の話をする事になるのかもしれない。





予算について

会計年度	普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。(法 § 208①)
会計年度独立の原則	各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。(法 § 208②)
総計予算主義	一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。(法 § 210)
予算の内容	歳入歳出予算 継続費 繰越明許費 債務負担行為 地方債 一時借入金 歳出予算の各項の経費の金額の流用

<歳入歳出予算のイメージ>

(歳入予算)	議決科目〔款項〕(法 § 216・令 § 147・則 § 15①) ① 道府県民税、分担金、使用料等のように収入の性質別に区分 ② 款に大別し、かつ、各款中においてこれを項に区分 (例) (款) 市町村税 (項) 1 市町村民税 2 固定資産税 3 軽自動車税 等	(歳出予算)	議決科目〔款項〕(法 § 216・令 § 147・則 § 15①) ① 公債費、小学校費等のように支出目的別(当該経費によって実現しようとする目的別)に区分する。 ② 款項に区分する。 (例) (款) 土木費 (項) 1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川海岸費 等
	執行科目〔目節〕(法 § 220・令 § 150・則 § 15①) (1) 目は、項を区分したものの (2) 節は、目を細分化したものの (例) (項) 市町村民税 (目) 1 個人 2 法人 (節) 1 現年課税分 2 滞納繰越分		執行科目〔目節〕(法 § 220・令 § 150・則 § 15) (1) 目は、項を区分したものの (2) 節は、目を性質別に細分化したもので、地方自治法施行規則で定められている節のいずれかに区分しなければならない。 (例) (項) 道路橋りょう費 (目) 1 道路橋りょう総務費 2 道路維持費 3 道路新設改良費 等 (節) 1 報酬 2 給料 3 工事請負費 等

図一 4 予算科目の表記

出典：総務省 https://www.soumu.go.jp/main_content/000827071.pdf

性質別区分(歳入)、目的別区分(歳出)の表記例を総務省「地方財政の状況(令和7年3月)」から取り出したのが表一2、表一3である。

第9表 性質別歳出(*) 純計決算額の状況

(単位 億円・%)

区 分	決 算 額		構 成 比		増減額	増減率
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度		
義務的経費	530,820	528,274	47.2	45.0	2,546	0.5
人件費	224,599	230,839	20.0	19.7	△ 6,240	△ 2.7
扶助費	183,753	173,686	16.3	14.8	10,067	5.8
公債費	122,467	123,749	10.9	10.5	△ 1,282	△ 1.0
投資的経費	156,348	151,271	13.9	12.9	5,078	3.4
普通建設事業費	150,791	145,802	13.4	12.4	4,989	3.4
うち補助事業(*)費	73,894	74,183	6.6	6.3	△ 289	△ 0.4
うち単独事業(*)費	69,137	63,977	6.1	5.5	5,160	8.1
災害復旧事業費	5,557	5,469	0.5	0.5	89	1.6
失業対策事業費	0	0	0.0	0.0	0	6.3
その他の経費	437,052	494,012	38.9	42.1	△ 56,960	△ 11.5
うち補助費等	129,769	163,242	11.5	13.9	△ 33,473	△ 20.5
うち繰出金(*)	59,346	57,715	5.3	4.9	1,631	2.8
合 計	1,124,220	1,173,557	100.0	100.0	△ 49,336	△ 4.2

表一 2 性質別区分の表記例

出典：総務省「地方財政の状況(令和7年3月)」





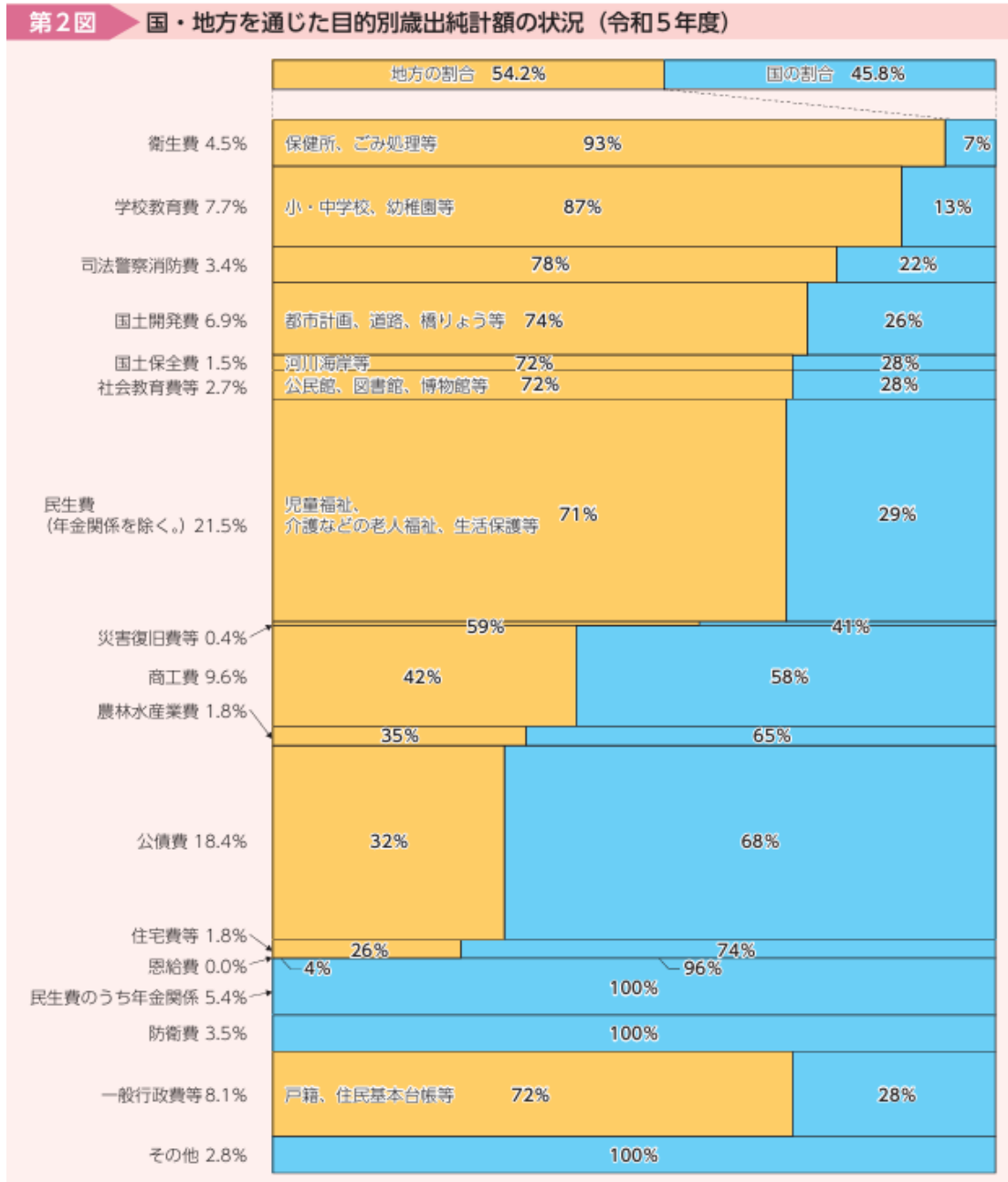
第6表 目的別歳出(*) 純計決算額の状況 (単位 億円・%)

区 分	決 算 額		構 成 比		増減額	増減率
	令和 5年度	令和 4年度	5年度	4年度		
総務費	114,791	118,847	10.2	10.1	△ 4,057	△ 3.4
民生費	313,190	302,720	27.9	25.8	10,470	3.5
衛生費	86,051	122,250	7.7	10.4	△ 36,199	△ 29.6
労働費	2,687	2,656	0.2	0.2	30	1.1
農林水産業費	33,687	33,624	3.0	2.9	63	0.2
商工費	84,164	103,163	7.5	8.8	△ 18,999	△ 18.4
土木費	124,124	124,444	11.0	10.6	△ 320	△ 0.3
消防費	21,038	19,873	1.9	1.7	1,165	5.9
警察費	33,418	33,304	3.0	2.8	114	0.3
教育費	177,358	177,681	15.8	15.1	△ 323	△ 0.2
公債費	122,705	123,964	10.9	10.6	△ 1,260	△ 1.0
その他	11,009	11,030	1.0	1.0	△ 21	△ 0.2
合 計	1,124,220	1,173,557	100.0	100.0	△ 49,336	△ 4.2

表一3 目的別の表記例 出典：総務省「地方財政の状況（令和7年3月）」

斜面インフラに係る予算科目として注目するのは、表一2の性質別区分では普通建設事業費、災害復旧事業費、表一3の目的別区分では農林水産業費、土木費が該当しそうである。なお上記の区分は例示であって、他の区分名が採用される場合もあり、例えば、災害復旧事業費が、目的別の表記でも使用される事例もある。

図一5は、目的別歳出における国と地方の歳出負担比率である。原則的に国防・外交・司法は全国公共財であり国の負担であり、一方、道路・公園などは地方公共財として地方が負担する構造と捉えてよい。防衛費は全額国が負担しているが、衛生費、教育費は圧倒的に地方負担である。斜面インフラに関連する科目のうち、国土開発費と国土保全費は70%以上の割合で地方自治体が歳出を担っている。それに比べて災害復旧費では、地方の割合は59%と相対的に低く国からの補助がやや多いことがうかがわれる。



図一 5 目的別歳出における国と地方の負担比率

出典：総務省「地方財政の状況（令和7年3月）」

会長コーナ No.23、図一 2、3 で出てきた地方交付税について少し追記しておく。地方交付税の額の決定には当該地方公共団体のインフラ整備の規模が直接影響する仕組みとなっている。総務省の地方財政制度の説明によれば

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html)

「地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべて



の地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格をもっています。」とある。

地方交付税の総額は、地方交付税法第六条に、所得税・法人税の33.1%(平成27年度から)、酒税の50%(平成27年度から)、消費税の19.5%(令和2年度から)、地方法人税の全額(平成26年度から)と構成されている。交付税の94%を占める普通交付税の算定式は下式から求められる。

$$\begin{aligned} \text{各団体の普通交付税額} &= (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) = \text{財源不足額} \\ \text{基準財政需要額} &= \text{単位費用(法定)} \times \text{測定単位(国調人口等)} \times \text{補正係数(寒冷補正等)} \\ \text{基準財政収入額} &= \text{標準的税収見込額} \times \text{基準税率(75\%)} \end{aligned}$$

ここで基準財政需要額に出てくる測定単位は、地方交付税法第十二条に定められている。斜面インフラに関連する土木費を道府県分と市町村分に分けて表示したのが下記の表—4である。

【道府県分】

1 個別算定経費

項 目		測 定 単 位
警 察 費		警 察 職 員 数
土	道 路 橋 り ょう 費	道 路 の 面 積
		道 路 の 延 長
	河 川 費	河 川 の 延 長
木	港 湾 費	係留施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
		外郭施設の延長(漁港)
費	その他の土木費	人 口

【市町村分】

1 個別算定経費

項 目		測 定 単 位
消 防 費		人 口
土	道 路 橋 り ょう 費	道 路 の 面 積
		道 路 の 延 長
木	港 湾 費	係留施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
		外郭施設の延長(漁港)
費	都 市 計 画 費	都 市 計 画 区 域 に お け る 人 口
	公 園 費	人 口
		都 市 公 園 の 面 積
	下 水 道 費	人 口
	その他の土木費	人 口

表—4 地方交付税に用いられる測定単位

出典：https://www.soumu.go.jp/main_content/001022462.pdf

道路橋梁費の算定には道路の面積、道路の延長が測定単位として使われ、河川費には河川の





延長が測定単位として用いられている。シリーズ1で述べたように法面は道路法では道路に含まれていない。斜面インフラの重要性が正当に社会的認知を得ることの必要性は、地方交付税の算定にも影響していることが確認される。

第一話のまとめ

- 1) 歳入予算は、国・地方自治体ともに税金と公債金から構成される。
- 2) 予算は決定と執行が分離している。予算科目は、款、項、目、節に細分され、議会科目は款、項、執行科目は目、節に表記される。
- 3) 斜面インフラ予算と主に関連するのは、性質別歳出区分では、普通建設事業費、災害復旧事業費、目的別歳出区分では土木費、農林水産業費である。
- 4) 国土開発費、国土保全費の70%以上は地方公共団体が負担している。
- 5) 地方交付税（普通交付税）の額は、当該地方公共団体のインフラ整備の現状を反映して決定される。斜面インフラの重要性に関する社会的認知を高めることが必要である。





バックナンバー

シリーズ3

No.23 2026年5月15日

シリーズ2

No.22 2026年5月1日

No.21 2026年4月17日

No.20 2026年4月3日

No.19 2026年3月19日

No.18 2026年3月6日

No.17 2026年2月20日

No.16 2026年2月6日

No.15 2026年1月21日

No.14 2026年1月9日

No.13 2025年12月19日

No.12 2025年12月5日

No.11 2025年11月21日

シリーズ1

No.10 2025年11月7日

No.9 2025年10月24日

No.8 2025年10月10日

No.7 2025年9月26日

No.6 2025年9月12日

No.5 2025年8月22日

No.4 2025年8月 8日

No.3 2025年7月25日

No.2 2025年7月 4日

No.1 2025年6月20日

